

海外の新事例から学ぶ「ねつ造・改ざん・盗用」の動向と防止策

白楽 ロックビル*

研究不正（本稿ではねつ造・改ざん・盗用をまとめて「研究ネカト」と呼ぶ）に対する日本の防止策は、米国に約 25 年遅れ、現在も、遅れたままである。研究ネカトに対する日本の「関心」はとても低い。「関心」が低ければ、対策も不十分で、知識・スキル・考え方は貧弱になる。本稿では、日本の現状を少しでも良くするために、海外から学ぶ点を指摘した。それらは、米国・研究公正局（ORI）、学術出版規範委員会、出版後論文議論サイトの設立・活動・対処であり、また、ミレーナ・ペンコーワ、ドンピョウ・ハン、ディーデリク・スターペル、アンジェラ・エイドリアン、スコット・ルーベンなどの事件例、捕食出版社、査読偽装の新動向である。

キーワード：研究倫理，研究規範，ねつ造，改ざん，盗用，ミレーナ・ペンコーワ，ドンピョウ・ハン，ディーデリク・スターペル，捕食出版社，査読偽装

1. はじめに

米国は 1980 年代に研究不正に正面から取り組んだが、日本は約 25 年遅れ、2006 年ようやく文部科学省がガイドラインを作成した¹⁾。この事実からわかるように、米国に比べ日本は研究不正に関心が低く、その結果、知識や対処がとても貧弱である。従って、本稿の表題を「海外の新事例から学ぶ・・・」としたが、海外から学ぶべきことは「新事例」だけではなく、「旧事例」も学ぶ必要がある。

本特集では研究倫理事件の背景・問題点・防止策を述べることになっているが、重要なのは防止策と考え、主として、防止策として学ぶべき海外の状況を述べる。

まず、研究不正の用語を整理する。次いで、海外から学ぶ新旧防止策を述べ、海外の「新しい」事件を解説する。事件は典型的なケースから信じられないようなケースまであり、その知識は今後の防止策に役立つだろう。最後に、海外から学ぶ防止策として 5 つの基本姿勢を提言する。

1.1 用語の整理

「1. はじめに」では用いたが、日本語の「研究不正」という用語は曖昧である。普通名詞なら「研究に絡む不正な行為」という意味で、研究費の私的使用や放射線取扱上の不正など研究に絡む不正のすべてを指す、と多くの人は思うだろう。しかし、該当する英語の「Research Misconduct」は専門用語の固有名詞であり、「ねつ造 (fabrication)」「改ざん (falsification)」「盗用 (plagiarism)」に限定している。研究費の私的使用や放射線取扱上の不正を含まない。「Research Misconduct」は、「ねつ造」「改ざん」「盗用」限定であり、英語では略して「FFP」と呼ばれる。本稿では、曖昧さを避けるため、「Research Misconduct」の意味の「研究不正」を、以後、英語の略にならって、「ね」つぞ

う・「か」いざん・「と」うようの「研究ネカト」と呼ぶ（筆者の造語）。研究不正や不正という単語は普通名詞として使う。

1.2 してはいけない研究関連行為

表 1 に示すように、研究者が「してはいけない研究関連行為」には、本稿で対象とする「研究ネカト」（刑事罰がなく、研究機関処分がある）以外に、「法律違反」（刑事罰、研究機関処分の両方がある）と「研究クログレイ」（刑事罰、研究機関処分の両方がない）がある。

「研究クログレイ」も英語の「Questionable research practice : QRP」に対応させた筆者の造語である。「研究における疑念行為」と訳されることもあるが、これも普通名詞と受け取られると、研究ネカトや研究費不正を含むかどうか曖昧で、混乱を招く。それで、特定の意味を持つ専門用語であることを認識してもらいたいために「研究クログレイ」とした。意味はクロともグレイともみなされる研究行為で、表 1 に項目を示したが、分野や国により、世界的には確定していない。「研究クログレイ」は本稿の主題ではないので、これ以上の解説は別の機会に譲りたい。

2. 海外における研究ネカト防止策の例

2.1 米国・研究公正局 (ORI)

1980 年代初頭、米国では大学・研究機関の研究者の研究ネカト事件が深刻で大問題となった。それを契機に、学術界・学術出版界だけでなく、議会が対策に乗り出した。多くの時間と議論のすえ、結局、1989 年 3 月、健康福祉省の国民健康局 (Public Health Service : PHS) に科学公正局 (Office of Scientific Integrity) を設置した。1992 年 5 月、科学公正局が、現在の研究公正局 (Office of Research Integrity : ORI) へと発展した²⁾。現在、研究公正局は、健康福祉省の研究助成金を受領した全米の大学・研究機関の研究ネカトに対する総元締めである。

研究公正局は世界各国の類似組織の中で最も優れた組織

*はくらく ろくびる お茶の水女子大学名誉教授
E-Mail:haklak@haklak.com (原稿受領 2015.12.7)

表1 してはいけない研究関連行為

違法行為		研究ネカト (Research Misconduct)		研究クログレイ (Questionable Research Practice)	
刑事罰 ○	機関処分 ○	刑事罰 ×	機関処分 ○	刑事罰 ×	機関処分 ×
<ul style="list-style-type: none"> ・法律違反 ・研究費着服 ・放射線障害防止法違反 ・セクハラ ・他 		<ul style="list-style-type: none"> ←・ねつ造・改ざん ←・盗用 		<ul style="list-style-type: none"> ・記録不備 ←・大きな間違い ←・査読偽装 ←・研究妨害・脅迫 ・オーサーシップ ・バイアス ・他 (錯誤, 人事, 他) 	

注：本稿で扱った項目は太字。左向き矢印は、行為の一部は左のジャンルで扱われるという意味。

である。局員は約 30 人で、半数以上が博士号を持ち、医師、弁護士も複数いる。全米の研究ネカトを統一的な基準・手法で処理するシステムを構築し、研究ネカトの対処法・調査法の知識・スキルを全米の大学・研究機関に提供している。研究公正局自身も研究ネカトを調査し、研究ネカト者の名前・機関を公表する。日本には研究公正局がない。研究ネカトの防止策として導入すべきである。同時に、米国の各大学・研究機関に配置が義務づけられている研究公正官 (Research Integrity Officer) も日本は導入すべきだ。

2.2 学術出版規範委員会 (COPE)

学術出版規範委員会 (Committee on Publication Ethics : COPE)³⁾は、1997 年、英国に設立された学術論文の規範を扱う非営利組織で、投稿論文・出版論文の研究ネカトに対する国際的ルール作りや技術的指導を行なっている。対象は、主に学術出版編集者である。日本の学術出版編集者も一部加入しているが、この動きを日本でさらに広げるべきだろう。

2.3 出版後論文議論

海外でいくつかの出版後論文議論 (post publication peer-review) サイトが出現し、活発に活動している。以下にドイツ語と英語のサイトを示す。日本人は主に英語論文を出版するので、英語サイトでは日本人の英語論文も議論の対象になる。また、日本からもコメントができる。日本語では、匿名運営者の「世界変動展望」⁴⁾が、研究ネカト論文とその実行者を糾弾している。ここでの指摘も研究ネカト防止に貢献している。

2.3.1 ヴロニプラーク・ウィキ (VroniPlag Wiki)

2011 年、ドイツの有力な政治家であるグッテンベルク国防大臣やシャーヴアン教育科学大臣の博士論文がウェブサイト上で盗用だと指摘され、両者は大臣を辞任した。このサイトとは別だが、ドイツの代表的な盗用指摘サイトを 1 つ挙げるなら、ヴロニプラーク・ウィキ (VroniPlag Wiki)⁵⁾である。運営は匿名で、2011 年 3 月、ドイツに設立し、ドイツ語で運用、ドイツの博士論文の盗用を指摘している。2015 年 12 月時点で、155 人の著名人の博士論文を盗用だと指摘してきた。

2.3.2 論文撤回監視 (Retraction Watch)

論文撤回監視 (Retraction Watch)⁶⁾は、2012 年 8 月、米国に設立された組織で、世界中で撤回された学術論文のデータベース化 (英語) を目指しつつ、学術論文が撤回される理由・原因、それらの問題の議論を通して研究規範の改善を推進している。運営者は実名だが、コメントは匿名も可である。なお、論文撤回の 7 割は研究ネカトが原因である。

2.3.3 パブピア (PubPeer)

パブピア (PubPeer)⁷⁾は、2012 年 10 月に設立された組織で、出版された英文論文について匿名 (実名・ハンドルネームも可) で、その内容を英語で議論するクラウドソーシングのサイトである。多数の学術論文の研究ネカト疑惑を指摘してきた。2014 年、このサイトが、日本で大事件に発展した STAP 論文の不正を最初に指摘した。

3. 海外の研究ネカト事件例と動向

海外の研究ネカト事件といえば、ウィリアム・サマーリンのデータねつ造事件やエアラス・アルサブティの盗用事件が有名だが、前者は 1974 年の事件、後者は 1980 年の事件と古い。古い事件でも学ぶ点はあるが、現在の状況にシククリこない面もある。ここ 10 年以内の事件や動向から学ぼう。

3.1 事件例

海外では、米国・研究公正局 (ORI) が、1993 年以降、毎年約 10 件の研究ネカト事件を報告している⁸⁾。それ以前は、ネイチャー誌、サイエンス誌、新聞が個別の事件を記事にしていた。現在、これらに加え、上記の出版後論文議論サイトが加わった。欧米先進国とインドや中国に事件が多いが、日本の事件、中東・アフリカ・南米の事件も報道される。海外では 10 年間で数百件の事件が報道されている。

日本では、2014 年に小保方晴子事件が大報道されたので、皆さんは、海外の大事件も日本で報道されているかもしれない (筆者も以前は、そう思っていた)。しかし、トンでもない。海外の事件のほぼ 99% は日本の新聞やテレビでは報道されない。科学雑誌や科学系メディアで

もほとんど記事になっていない。だから、日本の大半の大学教員・研究者・大学院生は海外の研究者の事件を知らない。従って、研究ネカト問題について、海外の最新の事例や動向から学べないという栄養失調状態が何十年も続いている。

この事態を少しでも打開しようと、研究倫理の専門家である筆者は、2014年4月から自分のブログで、世界の研究者の研究ネカト事件を解説している⁹⁾。2015年12月現在、622件の海外の事件を把握しているが、約8割は生命科学分野で、また、半分以上が米国で起こっている。分野と国を散らし、以下に5事例を示す。なお、日本の研究ネカト者は圧倒的に男性が多く女性はマレ(数%?)だが、海外では女性が数割を占めるので、女性を2事例含めた。以下の5事例はそのサイトの記事を要約したもので、各事例の文献はサイト⁹⁾を参照されたい。

3.1.1 ペンコーワ事件：ねつ造・改ざん

ミレーナ・ペンコーワ (Milena Penkowa, 1973年生まれ) は美人の若い女性で、35歳でデンマークのコペンハーゲン大学の正教授に就任した。専門は神経科学(生命科学)だった。その若さでいくつもの賞を受賞し、巨額の研究費を得ていた。また、真っ赤なスポーツカーを乗り回し、マスメディアにたびたび登場し、デンマーク国民のアイドル(?)だった。

2010年、ペンコーワ研究室の大学院生が、ペンコーワの論文に書いてあることが自分たちのデータと異なり、データねつ造・改ざんではないかと大学に訴えた。ペンコーワは、研究ネカトを否定したまま、疑惑渦中に辞職した。

2012年7月23日、コペンハーゲン大学の調査委員会は、ペンコーワの15論文にデータねつ造・改ざんが見つかったと発表した。

ペンコーワは、若く美人である。最初に疑惑発生した時、かばった当時のコペンハーゲン大学・学部長、そして、後に学長になったラルフ・ヘミングセン (Ralf Hemmingsen, 男性) と性的関係があったとか、当時のデンマーク科学技術イノベーション大臣のヘルゲ・サンダー (Helge Sander, 男性) とも性的関係があったとか、デンマークではゴシップが飛び回った。

3.1.2 ハン事件：ねつ造・改ざん

ドンピョウ・ハン (Dong-Pyou Han, 男性) は1957年に韓国に生まれ、韓国で高等教育を受けたのち、米国に留学し、アイオワ州立大学の助教授になった。専門は、エイズウイルスに対するワクチンの開発だった(生命科学)。2010年、ハンは、ワクチンの開発に成功したと発表し、2012年9月13日に論文を発表した。ところが、2013年、同じ分野の研究者が、論文データがねつ造・改ざんではないかと疑念を抱いた。米国政府から約1,000万ドル(約10億円)の研究費助成を受けていたことから、大学は調査委員会を設けて調査した。その結果、2013年、ハンがデータねつ造・改ざんをしたと判定され、解雇された。そして、2014年、ハンは逮捕された(裁判は後述)。

3.1.3 スターペル事件：文書のねつ造・改ざん

ディーデリク・スターペル (Diederik Stapel, 男性, 1966年オランダ生まれ) は、オランダのティルブルフ大学・教授で、専門は心理学だった。ネイチャー誌の「今年の10人」は、その年、学术界で最も重要な研究をした世界の10人を選んでいるが、スターペルは2011年に選ばれた。その2011年、スターペルの論文にデータねつ造・改ざんが発覚し、大学を辞職した(解雇?)。欧米のマスメディアは大きく取り上げた。結局、57論文が撤回され、論文撤回数世界ランキング第4位である。

3.1.4 エイドリアン事件：盗用

アンジェラ・エイドリアン (Angela Adrian, 女性, 現在40代) は、知的財産権を扱う英国・イコンディア社のチーフ・ナレッジ・オフィサー(知識部長)で、法学の博士号をもち、英国と米国の両方の弁護士資格を持っている。専門は知的財産権で大学講師も務めていた(法学)。2013年、盗用が理由でエイドリアンの2010年の論文が撤回された。これを契機に、その後、他の3論文が撤回された。そして、2015年2月、英国・ロンドン大学クイーン・メアリー校は、博士論文が盗用だったとの理由で、エイドリアンに2010年に授与した博士号をはく奪した。法学博士、法務博士、弁護士で、しかも知的財産権が専門の世界的な権威が、自分の論文で盗用とは、ナンタルことでしょう。研究ネカトをいけないうことだと十分承知していても研究ネカトするという典型的な例である。

3.1.5 ルーベン事件：ねつ造・改ざん

スコット・ルーベン (Scott S. Reuben, 男性) は、1958年に米国に生まれ、ニューヨーク州立大学バッファロー校医科大学院で医師免許を取得し、米国・ボストンにあるタフツ大学医科大学院の麻酔科教授だった(生命科学)。ルーベンは、疼痛に関する世界的権威で多数の論文を発表していた。ところが、2009年3月、50人の患者に試験薬(セレコキシブ)を投与し、50人の患者に偽薬(プラセボ)を投与したとされる臨床試験は、実際は実施していない架空データだったことが、所属病院の調査で判明した。この典型的なデータねつ造事件を含め、1996年から2008年までの13年間の21論文に、データねつ造・改ざんが発覚した。13年間も不正研究を続けていたのは米国では珍しい(裁判は後述)。

3.2 新しい動向

3.2.1 盗用：コピペと検出ソフト

コンピュータの発達に伴い、他人の文章や図表をコピーし自分の論文に貼り付けること(コピペと略す)が簡単に行なえるようになった。この技術の簡単さと普及に伴い、コピペした文章や図表の原典を引用しない「盗用」が急速に増加した。個人的なブログだけでなく、学生が提出するレポート・卒論・修士論文・博士論文、さらには研究者が発表する研究論文にも「盗用」が急増した。

同時に、文章の盗用をコンピュータで検出するソフトが2006年頃から発達した。現在、無料・有料の盗用検出ソフト

トが入手可能である。大規模な有料オンラインツールであるアイセンティケート (iThenticate) が、2013年8月、日本でも販売開始され、国内のいくつかの大学が導入している。

日本の研究ネカト防止策として、大学・研究機関は盗用検出ソフトを導入すべきである。また、盗用検出ソフトの更なる開発・高度化も推進すべきだろう。

3.2.2 捕食出版社：新手的商売

研究ネカトが減らない状況はいくつもある。その1つは、研究ネカト論文だと承知で論文を出版する出版社が世界中にたくさんあり、かつ増加しているからだ。これらの出版社を英語で「predatory publisher」と呼ぶので、日本語で「捕食出版社 (ほしょくしゅっぱんしゃ)」と呼ぶことにした。捕食出版社は、2011年に11社、2013年に225社だったが、2015年には693社と5年間で63倍、2年間で3倍以上に増えている¹⁰⁾。捕食出版社は、2014年に世界で40万報の論文を出版し、オープン・アクセス・ジャーナルの25%を占めた¹¹⁾。

「アンタのくそメールリストから私のアドレスを削除しろ (Get me off your fucking mailing list)」という論文名で、この7英単語を論文中に863回繰り返した原稿を投稿したら、査読結果は「優 (excellent)」で150米ドル払っていただければ出版しますと回答された例もある¹²⁾。捕食出版社に論文を投稿する研究者も問題だが、これを取り締まれない学術出版界も大問題である。

日本の研究ネカト防止策としては、捕食出版社の論文を業績とみなさないというポリシーを確立すべきだ。

3.2.3 査読偽装：新手的不正

韓国・釜山の東亜大学校 (Dong-A University)・資源科学生命科学部のヒュンイン・ムン教授 (英語: Hyung-In Moon, 専門は薬学) が起こした新手的不正がある¹³⁾。研究ネカトの定義を議論した頃には予想していなかった不正行為である。

一般に、論文投稿者は、査読者を推薦できる。投稿を受け付けた編集部は推薦された査読者に査読を依頼しなくても良いが、実際は依頼することが多い。また、電子メールアドレスは幾つでも簡単に取得できる。ムン教授は、この状況を悪用した。まず、別人を装った自分の電子メールアドレスをいくつか作った。その上、自分が投稿した論文の査読者を、その電子メールアドレスの架空の研究者 (実際はムン教授自身) を推薦したのだ。結局、自分の論文を自分で査読したのだから、論文は良い評価を得て、出版される。2012年に発覚後、論文内容の正誤は検証されないまま35報が撤回され、論文撤回数世界ランキング第9位に躍り出た。とはいえ、まだ第9位だから、上には上がいるので、研究ネカトは魔界である。当然ながら、ムン教授は大学を辞職した (解雇?)。

日本の研究ネカト防止策としては、論文出版・査読に関して、大学・研究機関以外のメールアドレスを原則的に認めないというポリシーを確立すべきだ。

3.2.4 裁判化と刑事罰化

従来、研究ネカトは刑事事件の対象ではなかった。所属する大学・研究機関から、いわゆる「4懲戒3注意」の処分を受け、学位論文の場合は学位がはく奪され、出版社からは論文が撤回されるだけだった。つまり、最悪、クビ (免職・解雇) になっても刑務所入りすることはなかった。従って、研究ネカト者が被告になる裁判はほとんどなかった。しかし、時代は変化している。

研究ネカト事件が裁判に持ち込まれるようになったのだ。先に挙げたペンコーワ事件では、2015年9月30日、刑期9か月、執行猶予2年が言い渡され、ルーベン事件では、2010年5月24日、6か月禁固刑の実刑と罰金・賠償が言い渡された。また、ハン事件では、2015年7月1日、米国・アイオワ州の連邦裁判所は、ドンピョウ・ハンに4年9か月の実刑、罰金720万ドル (約7億2千万円) の判決を下した。しかし、研究ネカトで刑事罰を受けた研究者はペンコーワ、ルーベン、ハンだけではない。研究者を狭義に限定すると、まだ5人しかいないが、科学捜査の薬品鑑定書でデータねつ造・改ざんをした例などを含めると (例: 米国のアニー・ドゥーカン (Annie Dookhan), 刑期3~5年)、刑事罰を受けた研究者・科学技術者は10人以上になる。

世界的動向として、研究ネカト者に刑事罰を科す動きがある。今後、これがどれだけ一般的になるのかわからないが、米国・上院議員のチャック・グラスリー (Chuck Grassley) は医療詐欺・研究不正者を処罰することに熱心である。また、カナダでは、米国・研究公正局のような機関を設置し、研究ネカトを刑事事件化する声が高まっている¹⁴⁾。

日本の研究ネカト防止策として、研究ネカト者に刑事罰を科すポリシーの導入を検討すべきだろう。

4. 海外から学ぶ防止策の5つの基本姿勢

今まで事例ごとに海外から学ぶべき防止策を述べてきたが、ここでは、基本姿勢を5点述べる。

4.1 伝統的科学観から脱却する

ブロードとウェードが約30年前の本の冒頭で述べている¹⁵⁾。

「これまでの伝統的な科学観によれば、科学は精密な論理のプロセスであり、客観性こそ科学研究に対する基本的な態度である。科学における主張は、綿密な検証と追試 (再実験) によって厳格にチェックされる。こうした自己検証的な科学のシステムによって、あらゆる種類の誤りは容赦なく排除される」。だから、データねつ造は研究者個人の性格や精神的混乱によるものだとされていた。

そして、ブロードとウェードは、上記の伝統的科学観では、現代の研究ネカトに対処できないと、約30年前に結論した。

しかし、日本ではいまだに、多くの研究者・科学官僚・

マスコミ記者は伝統的科学的観から脱却できていない。だから、研究ネカトが起こるのは例外的で、研究者の個人的資質の問題とみなし、システムを変えようとしてこなかったし、現在もしようとしなない。

日本の研究ネカト防止策の第一歩は、この伝統的科学的観から脱却することだ。

4.2 研究公正局を設立する

米国は研究ネカトを総合的に対処するために、10年近くの調査・議論の末、1989年に研究公正局（の前身）を設立した。研究ネカトは米国の特殊事情ではない。科学研究が国際的に同じ価値観・文化・方法で展開されているのは誰もが認めている。研究者の世界は米国も日本も同じである。それなら、どうして日本にも研究公正局を設立しないのだろうか？ 米国から学べる最も簡単で明確な防止策である。

知らなかった？ そんなはずはない。私は自民党に進言し、本¹⁶⁾にも書いたが、2002年、学術出版倫理の日本の第一人者である愛知淑徳大学の山崎茂明教授も日本に研究公正局の設置が必要だと提言している²⁾。それでも、2015年、日本はいまだに設置していない。海外から学ぶ気がないのだろうか？

4.3 データに基づいて対策する

日本の研究ネカト対策は、パンフレット作り、教育・研修が主体である。施策者の思い込みでこれらを実施しているが、これらの対策に効果があるのかどうか、実施者は検証していないし、検証できていない。どうしてか？

効果を測定する手段を持っていないからだ。単純なことだが、日本は、毎年の研究ネカト発生数を把握できていない。だから、どんな施策をしても、効果を検証する術（すべ）を持っていない。

さらに、どのセクターにどんな事件がどれだけ発生し、どんな人がどんな研究ネカトをしているのか？ その理由は何か？ これらのデータを得て、データに基づいて問題点を整理すべきである。日本は、それをしないで、当てずっぽう、あるいは、思い込みで政策を決定している。

1例を挙げる。筆者は、明治・大正・昭和・平成時代の136年間の「研究者の事件データベース」を10年余りかけて作り、研究ネカト事件に関する多くのデータを得た¹⁶⁾。データによると、研究ネカトをする人は、大学院生よりも大学教授が圧倒的に多い。ところが、文部科学省はズレた対策をしている。研究ネカト対策の目玉事業として2012年から「研究者育成の為に行動規範教育の標準化と教育システムの全国展開（CITI Japanプロジェクト）」を始めたが、なんとその対象は大学院生である¹⁷⁾。大学院生に研究ネカト教育をすることは大事だが、データの示すところ、現在ズット重要なことは大学教授を対象にした対策である。それをしない日本は、今後十数年間は研究ネカトが減少しないだろう。

日本の研究ネカト防止策としては、データに基づく科学的な対策を立てるべきなのである。それができない原因の

1つに、研究ネカト研究者が圧倒的に少ないこともある（山崎茂明教授、○先生、□先生、私の約4人しかいない？）。最低でも10倍に増やすべきだろう。

4.4 「関心」「必見」「必罰」の防止策3本柱

研究者の事件例でもわかるように、研究者は研究ネカトをしてはいけないことを知っている。しかし、した方が得だし、見つからないだろう、と軽い気持ちで手を染める。それが成功し、昇進し、研究費や良い評判を得て、エスカレートし、常態化する。そして、ある時、発覚する。

この状況は何かに似ている。そう、飲酒運転である。人々は、飲酒運転してはいけないことを知っている。しかし、した方が得だし、見つからないだろう、と軽い気持ちでする。それが成功し常態化する。そして、ある時、事故を起こす。あるいは交通取り締まりで発覚する。

「必ず見つかり」、「必ず厳しく処罰」されれば、飲酒運転をしない。厳罰化は飲酒運転を抑制する。そして、世間一般・会社・家族・友人が飲酒運転をしてはいけないと目を光らせる、つまり、人々に「関心」を持たせ続けることが飲酒運転を減少させたことがわかっている。

で、研究ネカト対策をどうすべきかわかるだろう。まず、諸悪の根源である無関心をなくすことだ。研究ネカトに強い「関心」を持たせ（続け）ることが第一である。その上で、「必見」「必罰」を加えた、3本柱を基本に据えることだ。

必見 ⇨ 必罰

関心

図1 防止策の3本柱は「関心」「必見」「必罰」

(1)「関心」：政府・学術界・学術出版界・マスメディア・一般大衆のすべてのセクターが、研究ネカトを監視し、非難・軽蔑する風潮を作る。

(2)「必見」：研究ネカトをすれば必ず見つける。

(3)「必罰」：研究ネカトを必ず厳しく罰する。

この「関心」「必見」「必罰」の3本柱を防止策の基本に設定し、推進し続ける必要がある。

そのためには、前述したように、研究公正局を設置し、日本の研究ネカトを「必見」「必罰」にする。さらには、各大学の医理工農系学部に、研究ネカト問題を研究・教育・社会発信する科学文化学研究室を設置する。この教授は所属大学の研究ネカトを管理する（研究公正官を兼務）。研究室は、研究者・官僚・マスメディア記者などの研究ネカト対策人材を育成できる。人々に研究ネカトへの「関心」を高め維持させるのに大きく機能するだろう。

4.5 学術界から研究ネカト者を排除する

米国では研究ネカトでクロの人は研究者失格なので、大

学・研究機関で研究し続けることができない。交通違反などの犯罪は、罪を償えば研究者として働くことは可能だが、研究ネカトでクロなら研究者として働くことはできない。日本でも、特定の職業では、その職業関連の罪を犯したら、罪を償った後でもその職業には不適格だろう。例えば、警察官や裁判官に就くのに不適格な犯罪歴があるだろう。その職務の信頼をそこなうからである。研究ネカトは研究信頼の根幹をそこなう行為である。従って、研究ネカトを犯した人は、研究界から排除されるべきだ。

データねつ造を犯した大学教授に研究指導を乞いたい学生・院生がいるだろうか？ 過去に研究ネカトを犯したことを隠して学生・院生を募集した場合（日本の大学はこの傾向が強い）、その研究室に入った学生・院生が後で事実を知ったとき、大学に不信感を抱くだろう。とはいえ、募集時の研究室紹介に、過去の研究ネカトを付記させるのもヘンだ。

日本では、研究ネカトでクロでも解雇しないケースがかなりある。停職やそれより軽い処分の場合、処分期間が過ぎれば復職し大学教授を続ける。これでは、大学・学問・研究の信頼が揺らいでしまう。

5. おわりに

研究者の事件のうち、海外の研究ネカトを論じ、防止策として日本が学ぶべき点を指摘した。もちろん、日本にも研究ネカト事件は多発しているので（多発は筆者の主観）、日本の事件からも学ぶ点はたくさんある。そして、研究ネカト以外の「してはいけない研究関連の行為」は、日本と海外の両方で多発している。ただ、コマッタことに、日本は「研究ネカト」への「関心」が低いだけでなく、「してはいけない研究関連の行為」への「関心」はもっと低い。「関心」が低いと、どんなに重要だと訴えても、人々に伝わらない。ただ、本記事をここまで読んでくれた「アナタ」は「関心」が高いです。是非、一緒に日本を良くしようではありませんか。

謝辞。執筆を推薦して下さった愛知淑徳大学の山崎茂明教授に感謝する。

註・参考文献

- 1) 文部科学省、研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて、平成 18 年（2006 年）8 月 8 日、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/ho/ukoku/_icsFiles/afiedfile/2013/05/07/1213547_001.pdf [accessed 2015-11-26]
- 2) 山崎茂明、科学者の不正行為 捏造・偽造・盗用、丸善、2002、195p.
- 3) Committee on Publication Ethics: COPE <http://publicationethics.org/> [accessed 2015-11-26]
- 4) 世界変動展望 <http://blog.goo.ne.jp/lemon-stoism/> [accessed 2016-01-04]
- 5) VroniPlag Wiki <http://de.vroniplag.wikia.com/wiki/Home> [accessed 2016-01-04]
- 6) Retraction Watch <http://retractionwatch.com/> [accessed 2016-01-04]
- 7) PubPeer <https://pubpeer.com/> [accessed 2016-01-04]
- 8) Case Summaries | ORI - The Office of Research Integrity, https://ori.hhs.gov/case_summary [accessed 2016-01-04]
- 9) 研究倫理 <http://haklak.com/> [accessed 2016-01-04]
- 10) Beall's List of Predatory Publishers 2015 <http://scholarlyoa.com/2015/01/02/bealls-list-of-predatory-publishers-2015/> [accessed 2015-11-26]
- 11) Shen, C., Björk, B. 'Predatory' open access: a longitudinal study of article volumes and market characteristics. *BMC Medicine* 2015, 13, p.230
- 12) Journal accepts bogus paper requesting removal from mailing list | Australia news | The Guardian <http://www.theguardian.com/australia-news/2014/nov/25/journal-accepts-paper-requesting-removal-from-mailing-list> [accessed 2016-01-04]
- 13) Retraction count grows to 35 for scientist who faked emails to do his own peer review - Retraction Watch <http://retractionwatch.com/2012/09/17/retraction-count-for-scientist-who-faked-emails-to-do-his-own-peer-review-grows-to-35/> [accessed 2015-11-26]
- 14) Collier, R. Scientific misconduct or criminal offence? *CMAJ* 2015, 187, p1273-1274 <http://doi.org/10.1503/cmaj.109-5171> [accessed 2016-01-04]
- 15) Broad, William; Wade, Nicholas. (牧野賢治 訳) 背信の科学者たち—論文捏造、データ改ざんはなぜ繰り返されるのか. 講談社, 2006, 360p.
- 16) 白楽ロックビル, 科学研究者の事件と倫理, 講談社, 2011, 320p.
- 17) CITI Japan プロジェクトとは? | CITI Japan プロジェクト <https://archive.is/WAuiQ> [accessed 2016-01-04]

Special feature: Research Ethics. Lessons from research misconduct overseas. HAKLAK Rockbill (Ochanomizu University, haklak@haklak.com)

Abstract: Japanese action for research misconduct (fabrication, falsification, or plagiarism) is still some 25 years behind the USA. One of major reasons is that Japanese academics as well as society have not been serious about research misconduct even though many big scandals have happened. Scientific research is international and needs global standard of research integrity. To improve the Japanese situations, lessons from research misconduct overseas are helpful. We should know Committee on Publication Ethics (COPE), post publication peer-review, VroniPlag Wiki, Retraction Watch, PubPeer, predatory publisher, and case studies of Milena Penkowa, Dong-Pyou Han, Diederik Stapel, Angela Adrian, Scott S. Reuben, and Hyung-In Moon.

Keywords: Research ethics / fabrication / falsification / plagiarism / Milena Penkowa / Dong-Pyou Han / Diederik Stapel / predatory publisher / Hyung-In Moon